

# 都市再生特別措置法等の一部を 改正する法律案の概要

---

令和2年2月26日

国土交通省 都市局

## 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- 市町村都市再生協議会\*の構成員として、**公安委員会、公共交通事業者、公共施設管理者を追加**

\*市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場

- 市町村が都市再生整備計画を策定し、**官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ**

[予算]官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



都市再生整備計画の策定（市町村）

【都市再生特別措置法】

## 計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、**法律・予算・税制等のパッケージ**により支援

- 市町村等による**歩行者滞在空間の創出**（街路の広場化等）



[予算] 交付金等による支援

- 民間事業者による**民地部分のオープンスペース化**  
 (①) や**建物低層部のガラス張り化等** (②)



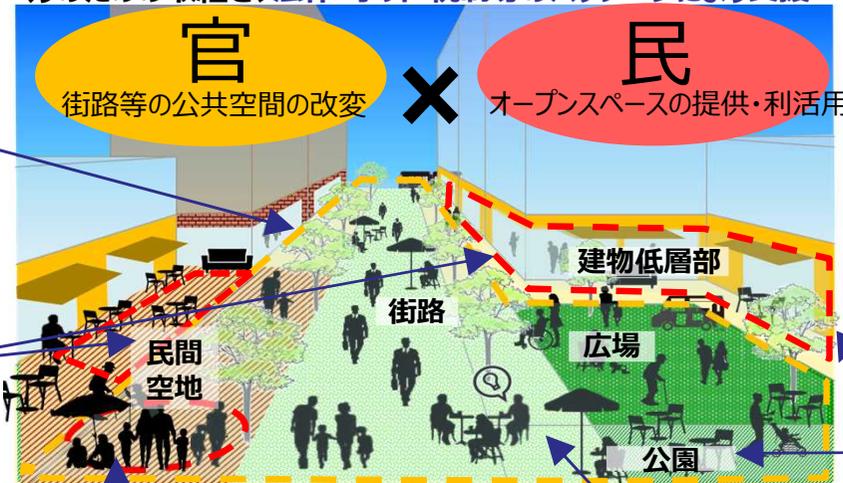
[税制] 固定資産税の軽減  
 [予算] 補助金による支援

- 都市再生推進法人\*がまちづくり活動の一環として**ベンチの設置、植栽等を実施**

\*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）



[金融] 低利貸付による支援



- 駐車場の**出入口の設置を制限**（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）



- 民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内に**カフェ・売店等**を設置

- イベント実施時などに都市再生推進法人が**道路・公園の占用手続を一括して対応**



【都市再生特別措置法】

○都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業。

事業主体：【交付金】市町村、市町村都市再生協議会      【補助金】都道府県、民間事業者等  
 国費率：1/2

## 施行地区

- ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
- ②まちなかウォーカブル区域（周辺環境整備に係る事業を含む）

※まちなかウォーカブル区域の設定については、令和3年度までの経過措置を想定

## 対象事業

【基幹事業】  
 道路、公園、既存建造物活用事業 その他、既存ストックの修復・改変メニューに限定

【提案事業】  
 都市再生整備計画事業と同様（提案事業枠は2割を上限とする）

### ○ウォーカブルな空間整備

- 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
- まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備  
 例)街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化 等

### ○アイレベルの刷新

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
- 1階部分の透明化等の修景整備  
 例)沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等

### ○滞在環境の向上

- 『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設
- 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査  
 例)社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等

### ○景観の向上

- 景観資源の活用  
 例)外観修景、照明施設の整備、道路の美装化 等



官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。  
【令和2年度創設】

## 未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援

### エリアプラットフォーム活動支援事業

②官民の多様な人材が共有するビジョン



官民連携による未来ビジョン等の策定

①ビジョン実現のために一体となって  
取り組む人材の集積



③多様な人材を惹きつける  
シティプロモーション



未来ビジョン等の国内外への  
PR・情報発信

⑤人材の集積・ネットワーク構築



交流拠点等整備

④人材が発掘・集積される  
コンテンツ創出



公共空間等を活用した  
社会実験・データ収集

上記システムの構築に向けて  
中間支援組織・専門人材を活用

まちなか再生を支える  
エリアプラットフォーム

### 普及啓発事業

先進的手法の水平展開



普及啓発活動

#### <補助対象事業>

- エリアプラットフォーム活動支援事業
  - ①エリアプラットフォーム構築※1
  - ②未来ビジョン等の策定※1
  - ③シティプロモーション・情報発信※2
  - ④社会実験・データ活用※2
  - ⑤交流拠点等整備
- 普及啓発事業

#### <補助対象事業者>

- エリアプラットフォーム活動支援事業  
エリアプラットフォーム※3
- 普及啓発事業  
都市再生推進法人、民間事業者

#### <補助率>

- ・定額、1/2、1/3等

※1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、合計年額1,000万円を上限とする。（最大2年間）  
 ※2：1事業あたり1年間に限る。 ※3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、地方公共団体を補助対象とすることができる。

# 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となってまちの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置を創設する。

## 施策の背景

○都市再生の取組をさらに進化させるには、官民一体となって魅力的な公共空間を確保し、多様な人々の出会い・交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出が必要。

(成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日 閣議決定)等に位置付け)

## 要望の結果

○市町村が、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域を設定し、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度を創設。

○この制度に基づき、行政による公共施設の改修・利活用と併せて行われる周辺の土地所有者等による以下の取組に対し、税制特例を適用。

## 特例措置の内容

①公共空間の拡大を図るため公共施設等の用に供した土地及び当該土地の上に設置した償却資産に係る課税の特例

【固定資産税(土地・償却資産)・都市計画税(土地)】

道路、広場等の用に供する土地及びこれらの上に設置された芝生、ベンチ等の償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減

<適用イメージ> 民地部分を開放(広場化)し、公共空間を拡大



税制特例適用箇所

②公共空間の充実を図るために改修した家屋(原則として1階部分)に係る課税の特例

【固定資産税・都市計画税】

オープン化(ガラス張り化等)した改修後の家屋(※)のうち市町村の認める範囲(不特定多数の者が自由に交流・滞在できるスペースに限る)の課税標準額を5年間1/2に軽減

(※)食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するものに該当するもの

<適用イメージ> 建物低層部をオープン化(ガラス張り化等)し、公共空間を充実

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ



税制特例適用箇所

## 結果

上記①、②について特例措置(～令和4年3月31日)を創設する。